

就学契約書

当事者

(1) 児童生徒氏名： _____ (乙) 生年月日： _____年____月____日

住所： _____ - SP

保護者氏名 法定代理人： _____ 本人との関係： _____

住所： 同上 国籍： _____ 職業： _____

(2) サンパウロ市エストラダ・ド・カンポリンポ街1501番地に本部を有し、CNPJに49.086.218/0001-08番の下に登録済みで、下記理事により代表される非営利教育及び文化団体である Sociedade Japonesa de Educação e Cultura (甲)

上記当事者甲及び乙は、20年度の教育業務について、下記各条項の通り契約する。

第1条 甲は、教育活動をその目的とし、日本の教育制度に則った日本語による小学課程及び中学課程の学校を維持している。乙は当該学校の特殊性並びに甲が定めた学則を承知している。

第2条 甲は、乙を(小・中)学 学年に在籍することを認め、上記学則に基づき同学年に相当する教育を乙に与える。

第3条 本契約所の有効期間は、20年4月1日から20年3月31日までの1年間とするが、契約各規定について不履行問題がなかった場合、次年度においてこれを自動的に更新する。

単1項 年度中に契約不履行の問題があった場合は、次年度において連帯保証人を必ず立てて、新たに就学契約書を取り交わすものとする。

第4条 第2条にいう教育業務の対価として、乙は甲に次の学費を支払う。

(1) 入学金：入学の際に、所定の入学金を一括して支払う。

(2) 授業料：毎月5日までに請求された金額を同月20日までに支払う。

(3) 特別費：特別活動にかかる経費で、その都度の請求額を支払う。

単1項 甲は本条に定められた授業料を1年又は法律によって許される時はそれ以下の期間ごとに調整することができる。

第5条 支払遅延の場合、未支払金額は法律で許される範囲で調整され、調整済み金額に罰金2%、及び実際支払い日までの月1%の利子が加算される。

第1項 甲は、債権の徴収が困難であると認めた場合、その取り立てを弁護士に委託することができる。この場合、本条によって計算された金額に、更に弁護士報酬と取り立て費用が追加される。

第2項 当事者間に、本契約書について不履行の問題が未解決の状態となっている場合、甲は第3条の規定にも拘わらず次年度において契約することを断ることができる。

第6条 乙は、甲の定款及び学則の説明並びにそれらの各一部の提供を受けており、それらを遵守する事を約束する。

第7条 本契約書に関して生じた疑義は、双方が善意のもとに協議し解決する。ただし、合意に達しなかった場合、解決のための裁判管轄はサンパウロ首都司法区とする。

第8条 保護者は、本契約書における乙の各義務に対して全責任を負う。

本契約書は、ポルトガル語及び日本語各2通署名されるが、疑問があるときはポルトガル語文が優先する。

20年____月____日

乙 児童生徒氏名： _____

甲 Sociedade Japonesa de Educação e Cultura

保護者 法定代理人： _____

理事： _____

RNE (RG) :

RNE (RG) :

CPF :

CPF :

証人： _____

証人： _____